

平成 29 年 度

石 狩 東 部 広 域 水 道 企 業 団

職 員 採 用 試 験 実 施 要 領

石 狩 東 部 広 域 水 道 企 業 団

石狩東部広域水道企業団職員採用試験実施要領

石狩東部広域水道企業団は、道央圏に位置する江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、由仁町

及び長幌上水道企業団（長沼町・南幌町）に水道用水を供給することを目的として設立された、地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、採用された職員は、地方公務員となります。

当企業団の事業内容の詳細はホームページ(<http://www.ishito.jp/>)を参照してください。

当企業団の運営に意欲のある方を募集するため、平成29年度石狩東部広域水道企業団職員採用試験を次のとおり行います。

1 職種・採用予定人員及び職務内容

職 種	試験区分	採用予定数	主 な 職 務 内 容
技術職 (土木又は建築)	大学・高専卒程度	若干名	水道用水供給事業に係る技術的職務 ・ 送水管等水道施設の設計、施工管理 ・ 浄水場等水道施設の運転、維持管理 ・ 水道用水供給計画の企画立案、運営 ・ 水質検査等の安全衛生管理
	高校卒程度		

2 受験資格

次の要件を全て満たす方

- ① 昭和63年4月2日～平成12年4月1日に生まれた方で、試験区分の卒業学校（学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校をいう。平成30年3月までに卒業見込を含む。）において、土木又は建築の分野に関する学科を専攻し、単位を履修していること。

注）試験区分の高校卒程度にあつては、上記、大学・高専卒程度の受験資格に該当する人は受験できません。

- ② 採用後、恵庭市内に居住が可能な方。

ただし、地方公務員法第16条により次のいずれかに該当する場合は受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 石狩東部広域水道企業団において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験方法

(1) 第1次試験：

専門試験（土木または建築）※選択制

・大学卒・高専卒程度…解答時間120分

・高校卒程度 …解答時間 90分

検査（一般性格診断検査）…解答時間20分

日時：12月3日（日）12時55分着席（12時30分開場）

場所：恵庭市民会館（恵庭市新町10番地）

結果通知：12月中旬～下旬（予定）に受験者に文書で通知します。

(2) 第2次試験：面接試験（予定）

日時：12月下旬（予定）

※日時、場所等については第1次試験合格者に対して文書で通知します。

4 受験の手続き

(1) 提出書類

受験を希望される方は、以下の書類を提出してください。

①石狩東部広域水道企業団職員採用試験受験申込書

②履歴書

（JIS規格、A4版サイズ、市販のもので可、撮影3カ月以内の写真を貼付）

③最終学歴の卒業証書の写し又は卒業（見込みを含む）証明書

④職務経歴書 ※職務経験がある方のみ

なお、上記①及び④については、石狩東部広域水道企業団ホームページ(<http://www.ishito.jp/>)からA4版サイズで印刷の上、使用してください。

インターネット環境がない場合は、郵送での配付を行いますので、定形郵便物規格内の返信用封筒に返信先の住所、氏名、郵便番号を記入し、92円切手を貼付の上、(2)の送付先まで郵送してください。

(2) 提出書類の提出先(問い合わせを含む)

石狩東部広域水道企業団 総務課

〒061-1422 恵庭市盤尻264番地の1

電話 0123-33-2191

(3) 受付期間

9月8日（金）から11月17日（金）まで

①郵送の場合

郵送による申込の場合は、特定記録郵便にて発送してください。（受付期間内に到着したものに限り、消印有効ではありませんので注意してください。）

②持参の場合

受付期間の午前9時から午後5時（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までとします。

(4) 第1次試験受験票

(1)の書類を提出された方には、11月24日（金）までに第1次試験受験票を発送します。受験票が11月28日（火）までに届かない場合は、(2)の問い合わせ先まで、直ちにご連絡ください。

(5) その他

- ①受験に関連して提出された書類は、合否にかかわらず返却しません。
- ②受験に際して企業団が収集する個人情報採用試験にのみ使用します。

5 採用予定年月日及び採用後の待遇

(1)採用予定年月日

平成30年4月1日

(2)採用後の待遇

職員の採用後の待遇については、地方公務員となり、石狩東部広域水道企業団が定める関係条例、規則及び規程によることとします。

参考（平成29年4月1日時点）

- ・ 給 与 178,200円（大卒初任給）※短期大学を除く。
158,800円（高専卒初任給）
146,100円（高卒初任給）
なお、学歴、職務経歴等に応じ、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算される場合があります。
- ・ 手 当 期末・勤勉手当（6・12月）、寒冷地手当（11～3月）
通勤手当、住居手当、扶養手当等（支給要件に該当する場合）
- ・ 勤務時間 月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く）の午前8時45分から午後5時30分まで（途中1時間の休憩時間あり）。
- ・ 休 暇 1年につき20日（ただし採用された年は採用年月日により変動。4月1日採用の場合は15日）の年次有給休暇が付与されます。なお、年次有給休暇の残日数は20日を限度に翌年に繰り越すことができます。この他、夏季、結婚、育児、出産休暇等があります。